

資料1

第15回浅間山火山防災協議会幹事会(書面開催)の改正案に対する意見及び対応

No	意見	ご意見に対する対応	構成機関
1	改正部分ではありませんが、計画内に記載のある「浅間園浅間火山博物館」について、今年度で閉館となるとのことなので、今後の対応について長野原町に確認いただくのがよいかと思えます。	長野原町様へ確認したところ次のとおりご回答をいただきました。 本年度末をもって「浅間火山博物館」は閉館(閉館後の利活用方法は未定)となりますが、浅間園内にある「浅間記念館(二輪車展示館)」を「(仮称)浅間山北麓ビジターセンター」として改築し、ここを拠点にスカイロケットレイルの案内等を行う予定です。	吾妻行政県税事務所
2	巻末資料6「浅間山 防災無線・メール 噴火警戒レベル別例文」メール例文「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に修正。 (理由)表現の適正化	御意見のとおり修正します。	内閣府政策統括官(防災担当)
3	避難計画内に、作成及び改正の履歴(作成年月日、改正年月日)を記載してはどうでしょうか。	御意見のとおり取り扱うこととします。	気象庁地震火山部火山監視課
4	4ページ「想定される火山現象」について、「大きな噴石」の説明を以下のように修正。 【現在案】 爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約20cm～30cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口から概ね4km以内に限られるが、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。 【修正案】 爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約20cm～30cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口から概ね4km以内に限られる(稀に火口から4kmの範囲を超えて飛散することもある)が、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。 【理由】 中噴火が切迫している場合に「4kmを超える範囲においても」必要な防災対応を行う理由を明示する。	御意見のとおり修正	気象庁地震火山部火山監視課

No	意見	ご意見に対する対応	構成機関
5	6ページの図2「浅間山のシナリオフロー図(小～中噴火ケース)」について、今回の幹事会で報告されている噴火シナリオ素案(溶け込み版)のP27(図-3.3.1)小噴火ケースのシナリオとP30(図-3.3.2)中噴火ケースのシナリオに差し替えてはいかがでしょうか。(その場合は出典を「火山防災対策を検討するための浅間山の噴火シナリオ(素案)より」とする。)あるいは、協議会でのシナリオの確定を待って更新される予定でしょうか。	浅間山のシナリオフロー図は、御意見のとおり修正します。また、協議会での噴火シナリオの確定を待っての更新とすると、確定までに時間を要することから基本的には、関係するデータ等はその都度、アップデートして編集していく方向です。	気象庁地震火山部火山監視課
6	12ページ「協議会構成機関の役割」表3-2の構成機関を以下のように修正。 【現在案】気象庁火山課 【修正案】気象庁地震火山部火山監視課 【理由】組織改編のため	御意見のとおり修正します。	気象庁地震火山部火山監視課
7	17ページ「規制看板等設置」の表5-2、18ページの図6-1、36ページの(6)について、レベル3に引き上げられた場合にはシャクナゲ園(嬬恋村)、浅間園浅間火山博物館(長野原町)にも規制看板を設置するのではないかと思いますので、ご確認をお願いいたします。	<p>長野原町様、嬬恋村様へ確認したところ、次のとおりご回答をいただきましたので、ご回答のとおり修正します。</p> <p>(長野原町様 ご回答)</p> <p>16ページ(4)規制看板等設置の文中に「長野原町」と「嬬恋村」を追加 17ページ表5-2に「町道浅間線」を追加 ※「(仮称)浅間山北麓ビジターセンター」は火口から4km以内にあるため、設置は不適と思われる。 18ページ図6-1をレベル3対応図に変更 23、24ページ表9の避難指示(緊急)の「浅間園火山博物館」を「(仮称)浅間山北麓ビジターセンター」へ変更 25ページ⑨浅間山周辺観光施設の「浅間園火山博物館」を「(仮称)浅間山北麓ビジターセンター」へ変更 26ページ表11の「浅間園火山博物館」を「(仮称)浅間山北麓ビジターセンター」へ変更 36ページ(6)規制看板設置の文中に「長野原町」と「嬬恋村」を追加 38ページ表13の「浅間園火山博物館」を「(仮称)浅間山北麓ビジターセンター」へ変更</p> <p>(嬬恋村様 ご回答)</p> <p>16ページ(4)規制看板等設置の文中に嬬恋村、長野原町を追加 17ページ 表5-2(追加) 林道群馬坂 しゃくなげ園入口 18ページ 図6-1はレベル3対応図に変更 36ページ(6)の文中に嬬恋村、長野原町を追加</p>	気象庁地震火山部火山監視課

No	意見	ご意見に対する対応	構成機関
8	<p>19～20ページの表7「収集する火山に関する情報」の掲載順序を、緊急度等に応じて以下のように変更。 噴火警報(2項目) → 噴火予報 → 噴火速報 → 火山現象に関する情報等 → 降灰予報(3項目) → 火山ガス予報 → 土砂災害緊急情報(国交省)</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>	<p>気象庁地震火山部火山監視課</p>
9	<p>23ページの表9中、「避難準備・高齢者等避難開始 噴火警戒レベル3 噴火が切迫」となる該当施設に、浅間園浅間火山博物館(長野原町)が入っていませんが、これは、噴火警戒レベル3の場合には当該施設は必ず避難指示(緊急)に該当するということでしょうか。(それとも、単に記載が抜けているのでしょうか。)</p>	<p>長野原町様へ確認したところ次のとおりご回答をいただきました。 火口から4km以内(入山が規制される範囲内)にある施設であるため、レベル3に引き上げられた場合には必ず避難指示が出されます。</p>	<p>気象庁地震火山部火山監視課</p>
10	<p>35ページ 噴火時等の対応「異常現象により噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、又は、噴火警戒レベル3で居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合の対応」の3～7行目を以下のように修正。</p> <p>【現在案】 噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、火口から4kmの範囲の防災対応を行う。特に、噴火警戒レベル3の状況下で居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合(本項では「中噴火が切迫」という。)は、火口から4kmを超える範囲においても必要な防災対応を行う。具体的な対応は以下の(1)～(6)のとおり。</p> <p>【修正案】 噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、火口から4kmの範囲の防災対応を行う。特に、噴火警戒レベル3の状況下で居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合(本項では「中噴火が切迫」という。)は、大きな噴石が火口から4kmの範囲を超えて飛散する事例が稀にあることを考慮し、火口から4kmを超える範囲においても必要な防災対応を行う。具体的な対応は以下の(1)～(6)のとおり。</p> <p>【理由】 『レベル3の状況下で』とすると、レベル3(通常)の状態を経てからでない『中噴火が切迫』に移行しない、という印象を与える可能性があるため、修正を希望。 中噴火が切迫している場合に「4kmを超える範囲においても」必要な防災対応を行う理由を明示する。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>	<p>気象庁地震火山部火山監視課</p>

No	意見	ご意見に対する対応	構成機関
11	<p>巻末資料6「浅間山 防災無線・メール 噴火警戒レベル別例文」の2ページ目の中段を以下のように修正。</p> <p>【現在案】 噴火警戒レベル3の状況において居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合</p> <p>【修正案】 噴火警戒レベル3での状況において居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合</p> <p>【理由】 『レベル3の状況において』とすると、レベル3(通常)の状態を経てからでないと『中噴火が切迫』に移行しない、という印象を与える可能性があるため、修正を希望。(35ページの修正に合わせて修正)</p>	御意見のとおり修正します。	気象庁地震火山部火山監視課